エルミンこども園に設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため、エルミンこども園（以下「こども園」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラ 犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のためこども園に設置する記

録装置を備えた監視カメラをいう。

(2) 画像データ 防犯カメラによって撮影された映像を記録したものをいう。

（設置）

第３条 防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は別に定める。

２ 防犯カメラを設置する箇所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者を表示するものとする。

３ 画像データは、撮影された個人が特定されることがあるため、保有個人情報に該当するものとして、社会福祉法人　聖育福祉会　個人情報保護規程に基づく取扱いをしなければならない。

（管理責任者）

第４条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、エルミンこども園園長をもって充てる。

２ 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用してはならない。

３ 管理責任者は、画像データの漏えい、紛失等がないよう必要な措置を講じるとともに、指定した職員以外の者に防犯カメラ及び画像データを取扱わせてはならない。

（画像データの管理）

第５条 画像データは、記録装置により記録媒体に記録する。防犯カメラに記録した画像データは、加工、編集等を行わず、記録したままの状態で保存するものとする。

２ 画像データの記録媒体は、盗難及び紛失を防止するため施錠することができる場所に保管するものとする。

３ 記録媒体は、次条第２項に定める場合以外には再生しないものとする。

４ 画像データの保存期間は、概ね14日間とする。

５ 画像データの保存期間を経過した記録媒体は、再利用し、上書きすることにより当該画像データを消去するものとする。

６ 記録媒体を廃棄する場合は、破砕や裁断等行い画像データを消去するものとする。

（画像データの再生、外部提供等）

第６条 画像データは、管理責任者が事故、犯罪等を確認するため必要があると認める場合に限り、再生するものとする。

２ 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

（１） 法令に基づく請求があった場合

（２） 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像

　　　データの提出を求める場合は、警察署長等からの文書によるものとする。）

（３） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる

場合

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社会福祉法人　聖育福祉会理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年４月１日から実施する